

令和7年第7回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年7月3日（木）午後2時00分から午後3時30分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、 奥村 保彦
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	田中きょうこ
事務局	局長 飯田 好晴、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之
議案	第32号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第33号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第34号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第35号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和7年第7回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されております ので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和7年第7回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、12番玉田好二委員、13番奥村保彦委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の 設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有 権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転1件、使用貸借権の設定1件の合計2件です。
受付番号1番は、塩の方と矢戸の方との間における売買による所有権移転です。
矢戸地内において、譲受人は、申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。
詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、久々利の方と柿下の方との間における使用貸借権の設定です。

久々利地内において、借受人は、自己所有地に隣接する申請地に使用貸借権を設定し、
営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。使用貸借の期間は、10年間となっています。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、
権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、矢戸をお願いします。

國枝委員 推進委員4番の國枝から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、矢戸地内の春里地区センターの北、西には若葉台の団地があり、市道
から入った場所にある畑です。近隣で農地を耕作する譲受人が取得され、今後も農地とし
て耕作、管理されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、久々利をお願いします。

竹谷委員 農業委員11番の竹谷から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、久々利地内、東明小学校の北側、県道土岐可児線から南に3枚目にあ
る田で、県道から2枚目の田を耕作している借受人が使用貸借権を設定し、田として耕作
されます。隣接農地で効率よく耕作、管理できるので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま
せんか。

【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第32号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第32号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第33号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可
申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第33号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について
説明します。

今月の申請は、2件です。

受付番号1番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で近隣地を一体
利用して共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのこと。本案件は、まちづくり条例に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。

平成 21 年から申請地の一部を住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 2 番は、名古屋市南区の方が農地転用の許可を求めるもので、久々利地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅の庭敷地にするとのこと。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのこと。

本案件は、申請地を昭和 44 年頃より、一体利用する住宅の庭敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、土田お願いします。

奥 田 委 員 農業委員 4 番の奥田から現地確認の報告をします。

受付番号 1 番は、JA めぐみの土田支店の北にある農地を転用して、共同住宅 1 棟を建築するための転用申請です。申請地は、平成 21 年頃から住宅敷地として利用しているため、始末書が提出されています。一体利用地は、申請地だけでは駐車場が確保できないため、既存の駐車場を利用して入居者の駐車場を確保されます。市の開発協議が必要な案件で協議が進められています。周囲に農地はありません。雨水は、道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、久々利お願いします。

竹 谷 委 員 農業委員 11 番の竹谷から現地確認の報告をします。

受付番号 2 番は、久々利地内、泳宮の南にある農地です。隣接する住宅敷地と一体利用していて、昭和 44 年頃から庭敷地として利用しているため、始末書が提出されている案件です。隣接所有者への説明も済み、造成や建築は無く、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質問なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 33 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 33 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議

長

続きまして、日程第4、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号6番の案件は、申請取下げとなっております。

また、受付番号1番の案件が、日程第5、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第4、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

今月の内訳は、売買による所有権移転7件です。

併せて、日程第5、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について併せて説明します。

今月の内訳は、事業計画の変更1件です。

それでは、順次説明していきます。

受付番号1番は、名古屋市中川区の方外1名と川合の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、事業計画変更、受付番号1番と同時申請となりますので、併せて説明します。

事業計画変更、受付番号1番は、転用申請の内容は、5条、受付番号1番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり一般個人住宅を建築する予定でしたが、医療施設に通うことになった等により、事業の実現が困難になったため、事業を断念しました。今般、事業承継者から事業を譲り受けたい旨の申し出があり、事業を譲渡することになりました。

受付番号2番は、犬山市の方と東京都港区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、太陽光発電施設を設置するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、小堤を設置するとのことです。

本案件は、太陽光発電施設の設置等に関する要綱による設置協議が必要な案件で、事前協議中で、農地転用許可日は事業協定書の締結後になります。

受付番号3番は、土田の方と各務原市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

申請地は615㎡と一般個人住宅敷地としては広いですが、形状が不整形で、赤道からしか進入できないなど、分筆して農地として利用することが困難であるため、やむを得ず全部を宅地として転用するとのことです。

受付番号4番は、塩の方外1名と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で分譲住宅9棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

本案件は、都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和7年1月9日に農振除外されています。

受付番号5番は、矢戸の方と東京都港区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で太陽光発電施設を設置するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、柵板及びU字側溝を設置するとのことです。

本案件は、太陽光発電施設の設置等に関する要綱による設置協議が必要な案件で、事前協議中で、農地転用許可日は事業協定書の締結後になります。

受付番号6番は、申請取下げとなっています。

受付番号7番は、久々利の方外1名と愛知県尾張旭市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、久々利地内で、隣接地を一体利用して、太陽光発電施設を設置するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、まちづくり条例に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。

また、平成7年頃から申請地の一部を駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

本案件は、太陽光発電施設の設置等に関する要綱による設置協議が必要な案件で、事前

協議中で、農地転用許可日は事業協定書の締結後になります。

受付番号8番は、広見の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を
求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して、分譲住宅2棟を建築するとのこと
です。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、令和7年4月28日に農振除外されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責
任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

大 澤 委 員

受付番号1番及び事業計画変更、受付番号1番、川合お願いします。

農業委員2番の大澤が受付番号1番及び事業計画変更、受付番号1番の案件について報
告します。

受付番号1番と事業計画変更受付番号1番は、同一地ですので併せて説明いたします。
川合地区の北に木曾川が流れる、住宅開発地の中にあり、以前に農地転用の許可を得て、
一般個人住宅を建築する予定でしたが、体調を壊し建築ができないまま今日まで過ぎまし
た。今回、申請地が耕作放棄状態の畑であるため、事業承継者が購入して一般個人住宅を
建築するための申請であり、土地改良区の承諾は当初に協議済みであり、周囲は住宅が建
築されており、コンクリートブロックが設置してあります。雨水は、北側道路側溝への排
水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号2番、3番、土田お願いします。

津 田 委 員

推進委員2番の津田が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、土田井ノ鼻地内、北に愛知用水が流れる、高台にある農地を転用して、
太陽光発電施設を設置するための転用申請です。東側隣接地や近くにも太陽光発電施設が
あります。太陽光発電施設の設置に関しては、市の太陽光発電施設設置条例による設置協
議が必要で、協議を進めていると聞いています。周辺農地への被害防除として小堤を設
置され、調整池を設置して既存の側溝へ排水となります。両サイドの農地には影響がなく、
転用に関しては、問題ないと思います。

奥 田 委 員

農業委員4番の奥田が受付番号3番の案件について報告します。

受付番号3番は、土田渡地内、木曾川左岸公園、日特スパークテックパークの近くにあ
る農地です。事務局から説明がありましたが、多少面積は大きいですが、譲受人が購入し
て一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接農地は譲渡人の農地で高い位置のた
め被害はないと思いますが、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水
は西と北に新設の側溝を敷設して排水されます。上下水道とも整備されており、転用され
ても、問題ないと思います。

議 長

受付番号4番、塩お願いします。

山本(富)委員

農業委員6番の山本が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、塩地内の土地改良施工エリア内にある農地を農振除外して分譲住宅9棟を建築するための転用申請です。周囲は同様に宅地開発されている地域にある農地で、土地改良管理組合の同意もあり、周囲には、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は中央に道路を作り道路側溝を設置して、北側の土地改良排水路へ排水されます。上下水道とも整備をされます。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議長
國枝委員

受付番号5番、矢戸お願いします。

推進委員4番の國枝が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、矢戸、春里地区センター東、住宅地の東中腹にある農地を転用して太陽光発電施設を設置するための転用申請です。市の太陽光発電施設設置条例による設置協議が必要な案件で、協議を進めていると聞いています。申請地は住宅地より高い場所であり、雨水は敷地内で集め、集水桝を設置して、既存の排水路への排水となり、水路の容量等、多少の不安は在りますが、周辺農地への影響もなく、転用に関しては、問題ないと思います。

議長
竹谷委員

受付番号7番、久々利お願いします。

農業委員11番の竹谷が受付番号7番の案件について報告します。

受付番号7番は、久々利大平地区の県道土岐可児線を土岐方面に進んだ、可児市と土岐市の境近くにある農地です。申請地と一体利用地周辺だけが平坦な場所にあり、ここ数年、耕作放棄地となっている農地を転用して、太陽光発電施設を設置するための転用申請です。市の太陽光発電施設設置条例による設置協議が必要な案件で、協議を進めていると聞いています。周囲には農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は敷地内で集め、集水桝を設置して、既存の排水路への排水となり、土岐方面へ流れていきます。周辺に農地も無く、転用に関しては、問題ないと思います。

議長
奥村(保)委員

受付番号8番、広見お願いします。

農業委員13番の奥村が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、広見の大型スーパーマーケットの西、土地改良施工エリア内の農地を農振除外して、2棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周囲には農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されています。土地改良管理組合の同意もあり、雨水は、申請地の東にある民地側溝への排水となります。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長

受付番号8番の案件について、譲渡人の住所と譲受人の法人住所が同一だが、関係性は分かりますか。

事務局

譲受人の法人代表者の妻が譲渡人と聞いています。居住している住宅と事務局が同じ場所にあるため、住所が同じとなっています。

中村委員

受付番号8番の案件について、現地確認時に申請地の草刈りが実施されていない状態のため、周囲の境界杭等が確認できなかったと聞いています。申請書受付時には事務局から草刈等指示しているが、草刈りが実施されていないために境界の確認や周囲への影響等が

確認できない案件について、今後は、審議の保留や先送り等の対応を考える必要があると思うが、各委員さんはどのように対応したらいいのか、ご意見をお聞きしたい。

事務局 中村委員の発言に対して、数名の委員から意見が寄せられましたが、今回の審議案件に対する意見、質問での発言ではなく、今後、草刈り等が実施されていない案件に対する対応を決定する委員会としての協議事項であり、議事録への記載は省略します。

後日、総会後の協議事項として、近隣市町村に対応等を調査して、協議を進めます。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

奥田委員 受付番号7番の案件について、太陽光発電施設を設置する事業計画内容ですが、申請地の回りや一体利用地も含めた計画地の中に河川があるが、護岸工事は実施されていますか。

事務局 計画地の中に河川があるが、護岸工事はされていない。開発に伴い基準に沿った意見が提出され、護岸工事等を含め、適切に指導、対応されると思います。

奥田委員 太陽光発電事業に関する条例の中で、護岸工事をしなさいとする基準はありますか。

事務局 太陽光発電事業に関する条例に基づく協議の中では、護岸工事をしなさいとする基準はないと思いますが、今回の太陽光発電施設の設置に関しては、大規模開発案件となり、開発基準協議に基づき協議が進められるため、護岸工事も含め、適切に指導されると思います。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第34号及び議案第35号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第34号及び議案第35号は、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の6月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数17件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の6月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の6月届出分です。

別添資料 2 をご覧ください。(件数 1 件)

4. 農地台帳非登載確認申請

別添資料 3 をご覧ください。(件数 1 件)

5. 6 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

3 件の届出がありました。

田 3 筆 2,278.00 m² 畑 19 筆 11,902.00 m² 合計 22 筆 14,180.00 m²

6. 視察研修について

出欠確認、研修等に関し再確認

7. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は 7 月 30 日の水曜日を予定しています。

また、令和 7 年第 8 回農業委員会総会は、令和 7 年 8 月 4 日月曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

8. その他

農業委員、推進委員の保険加入について

継続して加入することで、承認を得る。

議

長

これもちまして、令和 7 年第 7 回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。